

開発許可申請の手引き（令和5年5月）の改訂内容（概要）

第一編 制度編

I 開発許可制度（総論）

改訂後 ページ	改訂内容	改訂理由
1-2～ 1-5	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の改正経緯に、改正法の公布日、法律番号、施行日を追加 ・令和2年以降の法改正の内容を追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・施行日の明確化 —

II 開発許可制度（各論）

改訂後 ページ	改訂内容	改訂理由
1-24	<ul style="list-style-type: none"> ・工区設定の対象規模の「3,000㎡以上」を削除 	<ul style="list-style-type: none"> ・工区設定は対象規模に関わらないため
1-33	<ul style="list-style-type: none"> ・法第33条第1項第8号の原則として許可されない区域に浸水被害防止区域を追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正都市計画法の施行（令和4年4月1日施行）
1-41	<ul style="list-style-type: none"> ・法第34条第8号の2の条文追加及び許可基準の新設（市街化調整区域における災害レッドゾーンからの移転の許可） 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正都市計画法の施行（令和4年4月1日施行）
1-43	<ul style="list-style-type: none"> ・法第34条第9号に自動車用充電設備施設を追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素化等の世情を考慮
1-43,44	<ul style="list-style-type: none"> ・法第34条第11号の条文修正及び災害ハザードエリアにおける開発許可の厳格化、倉敷市・早島町の50戸連たん制度廃止に関する内容を追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正都市計画法の施行（令和4年4月1日施行）及びそれに伴う各行政庁の対応を記載

III 完了公告後の変更について

改訂後 ページ	改訂内容	改訂理由
1-70	<ul style="list-style-type: none"> ・法第34条第11号の建築主の変更に関する取扱いの記述を変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・11号の属人性の取扱い（令和4年4月1日運用開始）の内容を反映

IV その他

改訂後 ページ	改訂内容	改訂理由
1-73	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が定める開発に関する条例に基づく手続きの記述を追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・手続き漏れの防止

V 別表

改訂後 ページ	改訂内容	改訂理由
別表3 1-90	・日常生活関連業務施設に金融業・保険業の業種を追加	・法第34条第1号に記載していた「銀行等の事務所」を移記、明確化したもの
別表4 1-101	・公益上必要な建築物である学校等に認定こども園（幼稚園型）を追加	・取扱いの明確化
1-103	・社会福祉事業の用に供する施設の社会福祉事業の種別及び事業又は施設の概要を追加	・社会福祉法における施設の位置付けの明確化
1-104 ～	・児童福祉施設の例示施設の更新・追加	・児童福祉法の改正に伴う施設の名称及び位置付けの変更、相談・申請の多い施設を事例に追加
1-106 ～	・障害者福祉施設の例示施設の更新・追加	・障害者総合支援法の施行に伴う施設の名称及び位置付けの変更、相談・申請の多い施設を事例に追加

第二編 技術的基準編

II 道路に関する基準

改訂後 ページ	改訂内容	改訂理由
2-7	・接続道路の幅員は、幹線道路まで連続するものとする旨の記述の追加	・取扱いの明確化
2-15	・隅切りの基準の追加	・取扱いの明確化

V 排水施設に関する基準

改訂後 ページ	改訂内容	改訂理由
2-36	・岡山市及び倉敷市の浸水対策に関する条例に基づく協議に関する記述を追加	・条例の対象を明確化

VIII 宅地の防災に関する基準

改訂後 ページ	改訂内容	改訂理由
2-52	・軟弱地盤対策工法を地盤改良工法に改め、表に掲載する工法を更新	・宅地防災マニュアルの解説（第三次改訂版）の内容と整合
2-63	・のり面保護工法の表を更新	・宅地防災マニュアルの解説（第三次改訂版）の内容と整合

第三編 諸手続要領編

Ⅲ 開発許可申請関係図書の作成

改訂後 ページ	改訂内容	改訂理由
3-5	・工事概要書の廃止	・事務処理の合理化、申請者の負担軽減 ・改正都市計画法の施行（令和4年4月1日施行）
3-8	・法第34条第8号の2に関する申請図書の追加	
3-14	・複数の図書を兼ねて作成できる旨の注書きの追加	・事務処理の合理化、申請者の負担軽減
3-21	・設計説明書の様式改定	
—	・工事概要書の様式廃止（旧手引きP238～）	
3-29	・工事完了届への開発区域区域図の添付の廃止	・現状の取扱いとの整合 ・現状の取扱いとの整合
3-38	・60条証明の添付図書に求積図を追加 ・60条証明に添付する理由書の記載内容の変更	

第四編 各行政庁編

I 岡山県

改訂後 ページ	改訂内容	改訂理由
4-1-3 ～	・法第34条第11号の条例の更新、災害ハザードエリアにおける開発許可の厳格化を追加	・災害ハザードエリアにおける開発許可の厳格化に関する改正内容を反映
4-1-13	・早島町における50戸連たん制度廃止に伴う取扱いを追加	・早島町における制度廃止に関する改正内容を反映
4-1-15	・法第34条第11号の属人性の取扱いを追加	・県内の取扱いの変更（令和4年4月1日運用開始）
4-1-23	・開発審査会基準(6)に「浸水ハザードエリア内の自己の居住の用に供する一戸建ての住宅」の取扱いを追加	・災害ハザードエリアにおける開発許可の厳格化に伴い、令和3年度第5回開発審査会にて基準を制定（令和4年3月22日制定、令和4年4月1日施行）

II 岡山市～V 笠岡市は、改訂版を各市が作成

※開発許可制度運用指針（国土交通省）は、随時更新される最新の内容を参照するため削除

その他所要の改訂